

## 経営所得安定対策における麦の品質評価の方法について

	平成 19 年 5 月 15 日付け	19 総食第 133 号
一部改正	平成 20 年 4 月 15 日付け	20 総食第 31 号
一部改正	平成 21 年 6 月 29 日付け	21 総食第 302 号
一部改正	平成 23 年 8 月 29 日付け	23 総食第 687 号
一部改正	平成 25 年 5 月 17 日付け	25 生産第 542 号
一部改正	平成 27 年 4 月 9 日付け	26 生産第 3530 号
一部改正	平成 27 年 9 月 30 日付け	27 生産第 1842 号
一部改正	令和元年 5 月 7 日付け	元政統第 18 号
一部改正	令和 3 年 3 月 8 日付け	2 政統第 2195 号
一部改正	令和 3 年 4 月 1 日付け	2 政統第 2561 号

### 第 1 趣旨

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 3 条第 4 項及び農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成 18 年農林水産省令第 59 号）第 7 条の規定に基づく麦の品質の区分の検査については、平成 18 年 8 月 7 日農林水産省告示第 1110 号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第 7 条の農林水産大臣が定める規格及び同令第 9 条第 1 項第 1 号の農林水産大臣が定める規格を定める件。以下「告示」という。）に定めるところによるほか、以下に定める方法によるものとする。

### 第 2 定義

- 1 本通知において「品質評価」とは、品質評価主体が実施する品質分析をいう。
- 2 本通知において「品質評価主体」とは、第 6 により農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）が登録した法人をいう。
- 3 本通知において「品質分析」とは、告示の規格及び第 7 の測定方法に基づき実施されたものをいう。

### 第 3 対象

経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）IV の第 1 の 1 の（1）に定める交付対象者（以下「交付対象者」という。）又は交付対象者から委託を受けて販売する農業協同組合等（以下「販売受託者」という。）は、品質評価主体が実施する麦の品質評価を受けることができるものとする。

## 第4 分析試料の作成等

### 1 分析試料の作成等

(1) 品質評価を受けようとする者は、第5の1に定める品質評価ロットごとに分析試料を以下により採取するものとする。

ア 農産物検査法(昭和26年法律第144号)第2条第1項に規定する農産物検査(以下「農産物検査」という。)を受ける場合は、同法第17条により登録された登録検査機関に所属する農産物検査員の立会いの下採取する。

イ 農産物検査によらない品質区分の確認(以下「品質区分の確認」という。)を受ける場合は、実施要綱Ⅲの3の(5)に定める品質確認主体に所属する者の立会いの下採取する。

(2) 分析試料は、第5の1に定める品質評価ロットに対する品質の代表性が確保されるよう、以下により作成するものとする。

ア 第5の1に定める品質評価ロットごとに、地域バランスを考慮した上で、農産物検査又は品質区分の確認を実施する場所(以下「検査場所」という。)3か所につき1か所以上の割合で、試料を採取する検査場所を選定する。

イ 選定した検査場所について、銘柄別に無作為に試料を採取する。

ウ 採取した試料について、農産物検査に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知)のⅠの第4に基づき定める成分検査の実施マニュアルのⅡの試料の調製方法の四分法又は試料均分器による方法を用いて所定量となるまで均分を行い、分析試料とする。

(3) 農産物検査用荷口又は品質区分の確認用荷口と分析試料の対応関係は明確にするものとする。

(4) 分析試料作成の細部方法については、別記のとおりとする。

### 2 その他

(1) 分析試料については、農産物検査用又は品質区分の確認用の試料を確保する際、併せて採取の上、確保するものとする。なお、連合サイロ等において集約保管する場合は、集約保管場所で採取を行うことができるものとする。

(2) 分析試料の量目は、小麦、六条大麦及びはだか麦については1回の分析につき1kgを2回分、二条大麦については1回の分析につき1.5kgを2回分確保する。

(3) 採取した試料は、品質の劣化及び試料の欠損を避け適切に保存するもの

とする。なお、麦茶の製造用以外のものの二条大麦、六条大麦及びはだか麦については、告示の定義の(二)のエの規定により、農産物検査又は品質区分の確認の時から1ヶ月間保存した後、品質評価主体へ送付するものとする。

## 第5 品質評価の手続き等

### 1 品質評価ロット

品質評価ロットの単位は、交付対象者（販売受託者に販売を委託する交付対象者は除く。）又は販売受託者（以下「販売受託者等」という。）を基本とする。ただし、次の場合においては、この限りでない。

(1) 販売受託者等において、品質評価を受ける年産の前3ヵ年平均の需要者への販売数量が麦種別及び銘柄別に次に定める数量未満であって、都道府県内の他の販売受託者等との間でまとめて1つの品質評価ロットとする場合

ア 小麦	1,000トン
イ 大麦・はだか麦	300トン

(2) 販売受託者を細分化して品質評価ロットとする場合

### 2 品質評価の申請

品質評価を受けようとする者は、第4により作成した分析試料に様式第2号の品質評価分析試料送付表を添付の上、品質評価主体に送付するものとする。

### 3 品質評価の実施

(1) 2により販売受託者等から分析試料の送付を受理した品質評価主体は、第7の測定方法に従い公正に品質評価を実施するものとする。

(2) 品質評価ロットについて、農産物検査法に基づく品位等検査用のロット又は品質区分の確認用のロットと合致している場合及び民間流通麦促進対策実施要領（平成11年9月1日付け11食糧業第596号（企画・加食・計画）食糧庁長官通知）第4の5に定める品質取引のロットと合致している場合には、当該検査の値を品質評価結果の値とすることとし、当該検査に係る検査結果の写しを品質評価結果を証明する書類とする。

(3) 品質評価主体は、品質評価の実施後、速やかに品質評価の申請をした者に対し、品質評価主体の定める品質評価結果を証明する書類を発行するとともに、様式第3号によりその結果を取りまとめ、政策統括官宛てに電子メールにて報告を行うものとする。なお、再分析用試料については品質評価主体において品質評価結果を証明する書類の送付後60日間保存するものとする。

- (4) 政策統括官は、(3)により品質評価主体から報告を受けた品質評価結果について、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長及び沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長」という。）に対し、情報提供するものとする。
- (5) 品質評価ロットが複数の交付対象者から構成されている場合は、(3)により品質評価結果を証明する書類の発行を受けた者は、ロットを構成する他の交付対象者に対し当該書類の写しを送付するものとする。
- (6) (1)による品質評価結果の値に不服がある者は、結果が判明した後30日以内に、(3)により発行を受けた証明書に様式第4号を付し、品質評価主体に送付することにより再評価を申し立てることができる。再評価の申立てを受けた品質評価主体は、第4の2の(2)に定める再分析用試料を用いて再分析を行うこととし、初回の品質評価結果にかかわらず、再評価の結果をもって当該麦の品質評価結果とすることとする。

## 第6 品質評価主体

### 1 品質評価主体の登録申請

品質評価主体の登録を受けようとする者は、品質評価主体登録申請書（様式第1号）に必要事項を記載の上、品質評価を実施する年度の5月31日までに、政策統括官に登録の申請をしなければならない。

### 2 品質評価主体の登録

- (1) 政策統括官は、1により品質評価主体登録申請書を提出した者が次の基準に照らして品質評価を実施するのにふさわしい者と認めたときは、品質評価主体として登録するものとする。
  - ア 測定方法の実施が可能であること
  - イ 分析処理能力を有していること
  - ウ 信頼性・公平性が確保されること
- (2) 政策統括官は、(1)により品質評価主体を登録したときは、遅滞なく、地方農政局長に通知するとともに、当該登録を受けた者に対し通知するものとする。
- (3) 政策統括官は、(1)による審査の結果品質評価主体の登録を拒否したときは、遅滞なく、登録しない理由を示し、その旨を申請者に通知することとする。
- (4) 品質評価主体の登録は、5年間の経過によって、その効力を失う。
- (5) 品質評価主体は、品質評価の業務に係る実施方法、手数料その他必要事項を定め、政策統括官に提出することとする。また、品質評価主体は、品質評価の業務に係る帳簿を作成し、これを保存するものとする。

### 3 登録事項の変更等の届出

品質評価主体は、2の(1)で提出した品質評価主体登録申請書の記載事項等に変更があったとき、又は品質評価に係る業務を廃止するときは、遅滞なく政策統括官に届け出なければならない。なお、政策統括官は、4の公示の内容に変更がある場合には、遅滞なく、その旨を地方農政局長に通知するものとする。

### 4 登録等の公示

2の(2)及び3により通知を受けた地方農政局長は、当該地方農政局(北海道にあっては北海道農政事務所及び沖縄県にあっては沖縄総合事務局をいう。)の掲示板に、次に定める項目について、公示するものとする。

- (1) 品質評価主体の名称及び所在地
- (2) 品質評価を行う麦種
- (3) 分析を行おうとする区域

### 5 品質評価主体の登録の取消し

- (1) 政策統括官は、2の(1)により登録した品質評価主体が、2の(1)の基準に適合しなくなったと認めたときは、その登録を取り消すものとする。
- (2) 政策統括官は、(1)による登録の取消しについての聴聞をしようとするときは、その期日の1週間前までに、行政手続法(平成5年法律第88号)第15条第1項に規定する通知をするものとする。
- (3) 政策統括官は、(1)により登録を取り消したときは、遅滞なく地方農政局長に通知するとともに、当該取消しを受けた者に対し通知するものとする。また、通知を受けた地方農政局長は、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

## 第7 測定方法

品質評価主体は、以下の測定方法により、品質分析を実施するものとする。

### 1 小麦

- (1) たんぱく質については、農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第32号)第6条第2項及び第8条第2項に基づく標準計測方法(平成13年3月14日付け農林水産省告示第332号。以下「標準計測方法」という。)第2の3に定める方法により測定する。なお、近赤外分析計にあっては、測定開始時に予めたんぱく含有率が定められている試料複数点を用いて、バイアスの確認(場合により補正)を行うものとする。補正を行う必要のあるバイアスは±0.15%以上とする。

- (2) 灰分については、酢酸マグネシウム添加による灰化法（試料 5 g に酢酸マグネシウムを添加し、700℃で灰化して算出）により測定する。
- (3) 容積重については、標準計測方法第2の6の(1)又は(3)に定めるところにより測定する。
- (4) フォーリングナンバーについては、標準計測方法第2の8に定めるところにより測定する。
- (5) たんぱく質、灰分、フォーリングナンバーの測定値を水分 13.5%ベースの値に補正する場合、当該試料の水分値は、試料粉碎機により粉碎したものを 135℃乾燥法、乾燥時間 1 時間で測定又はこれらの方法と同程度の精度があると認められる近赤外分析計で測定するものとする。

## 2 大麦及びはだか麦

- (1) たんぱく質については、標準計測方法第2の3の(1)において定める方法を準用して測定する。（大麦及びはだか麦の換算値は 5.83 とする。）なお、水分値 13.5%（135℃乾燥法）の値に補正することとする。
- (2) 容積重については、標準計測方法第2の6の(1)又は(3)に定めるところにより測定する。
- (3) 細麦については、以下の方法により測定する。
  - ア 異物、異種穀粒を除いた試料を 100.0 g に縮分する。なお、大麦のぼうのついた粒、はだか麦のえいのついた粒があるときは、それらを粒から分離する。
  - イ アの試料を告示の定義の(二)のウに定める縦目ふるいをもって分け、ふるいを通す粒の重量を 0.1 g まで計測し、全量（100.0 g）に対する重量比（%）を求める。なお、ふるい分けは、標準計測方法第2の14の(2)の③のアにおいて定める方法による。
- (4) 白度については、以下の方法により測定する。
  - ア 試料（二条大麦及び六条大麦は 180 g、はだか麦は 200 g）を試料用とう精機により告示の定義の(二)のエに定める歩留までとう精する。
  - イ 白度計によりアの試料の白度を測定する。なお、白度計は、その測定方法や投射する波長の違い等による白度（測定値）が異なるので、測定機種を統一する。また、とう精の仕方（とう精した粒の表面のザラつき具合、ぬかの残りの状況等）により測定値が異なるため、試験用とう精機を統一する。
- (5) 正常粒については、以下の方法により測定する。
  - ア 試料 180 g を試料用とう精機（白度測定用と同一のもの）により告示の定義の(二)のオに定める歩留までとう精する。
  - イ アでとう精した試料を均分器により縮分し、告示の定義の(二)のオ

に定める縦目ふるいをもって分け、ふるいを通過した粒及びふるい上の欠損粒（粒が3分の1以上欠けたもの及び粒が過度にとう精され原形を留めていないもの）の合計の重量を0.1gまで計測し除去する。以上の過程を経て得られた精丸麦を正常粒とし、供試重量に対する重量比（%）を求める。なお、縮分は、25%（4分の1、約30g）までを限度とするとともに、ふるい分けは、標準計測方法第2の14の（2）の③のアにおいて定める方法によるものとする。

- （6）硝子率については、標準計測方法第2の7において定める方法を準用して測定する。なお、目視による判定のため、品質評価主体は、硝子質粒の定義付けの上、生産者団体及び需要者団体と一定の目合わせ等の打合せを行う。

## 第8 用途設定手続等

告示で定める麦の品質評価に係る用途（以下「用途」という。）は、次の手続により、設定及び変更を行うことができることとする。

### 1 用途の設定及び変更に係る申請

- （1）農産物検査に関する基本要領に基づき麦の銘柄の設定を申請した者、当該銘柄の販売契約（申請を行う年度において、播種前に締結されたものに限る。）の当事者又は当該銘柄の生産地の属する都道府県若しくは市町村（以下「申請者」という。）は、当該銘柄の用途の設定について、政策統括官に対し、様式第5号により申請することとする。
- （2）告示の別表第一から別表第四までの用途の欄に掲げられている用途の変更を希望する者は、政策統括官に対し、様式第6号により申請することとする。
- （3）（1）及び（2）の申請者は、当該銘柄の生産者、販売受託者、需要者及び都道府県等と十分に調整を図った上で、申請を行う用途を適用する前年度の12月1日から1月末日までの間に申請することとする。

### 2 用途の設定・変更の手続等

- （1）政策統括官は、1により申請された用途が、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認める場合には、告示の一部改正を行うこととする。

ア 申請された銘柄を育種した試験研究機関が作成した当該銘柄の特性及び試験成績に関する書類において、最も加工適性の高いものとして記載された用途であること。

イ 申請された銘柄の申請時点における直近1ヶ年の需要者との播種前契約において、当該銘柄の流通数量の過半の数量が申請された用途に利用されていると認められること。

- (2) 政策統括官は、1により提出された申請書類の内容を確認するため特に必要と認める場合には、当該申請者に対して、必要な書類の提出を求めることができる。
- (3) 政策統括官は、(1)における用途の設定及び変更の取扱いの結果について、申請者に対し、様式第7号により通知することとする。
- (4) 申請者は、自らが申請した用途について、(1)のイの要件を満たさなくなった場合は、遅滞なく1の(2)の申請を行わなければならない。

附 則（平成27年9月30日付け27生産第1842号）

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則（令和元年5月7日付け元政統第18号）

- 1 この通知は、令和元年5月7日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年4月1日付け2政統第2561号）

この通知は、令和3年4月1日から施行する。



## 別記 分析試料作成の細部方法

下記の農産物検査用荷口又は品質区分の確認用荷口の重量の区分に従い必要な採取試料数を決定の上、試料を無作為に抽出。採取試料を合成縮分の上、分析試料を作成。

重量 (t)	採取試料の最小数
5 以下	1
6 ~ 50	3
51 ~ 100	5
101 以上	10

### 1 サイロの場合

サイロへの搬入時にオートサンプラーを用いて一定の試料を採取し、合成縮分して分析用試料を作成。

### 2 フレコンの場合

農産物検査用荷口又は品質区分の確認用荷口の重量に応じて採取試料の数を決定し、無作為に採取し、合成縮分して分析試料を作成。また、フレコンへの充填時にオートサンプラーを用いる場合にはサイロと同様に行う。

### 3 個袋の場合

農産物検査用荷口又は品質区分の確認用荷口の重量に応じて採取試料の数を決定し、無作為に採取し、合成縮分して分析試料を作成。



品質評価主体登録申請書

農林水産省政策統括官 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

経営所得安定対策における麦の品質評価の方法について（平成19年5月15日付け19総食第133号総合食料局長通知）第6の1の規定に基づき、品質評価主体の登録について、下記のとおり申請します。

記

名 称			
	名 称	所 在 地	電話番号
主たる事務所			
従たる事務所			
評価項目			
麦 種	分析可能な評価項目		

分析区域・処理能力等				
分析を行おうとする区域		表 種		一日の処理能力
機械器具その他の設備の整備状況				
事務所の名称	分析を行う評価項目	機械器具等の名称	数	所有又は賃借の別

(注) 定款、寄附行為、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書、事業計画、収支予算及び品質評価の業務に関する規定等が把握できる資料を添付する。

## 品質評価分析試料送付表

申請者の氏名または名称	
住 所	
麦 種	
年 産	
産地（都道府県名）	
銘 柄	
用 途	
数 量（ t ）	
ロ ッ ト 番 号	
試料採取場所及び包装	
試 料 量（ kg ）	
試料採取者氏名及び連絡先	
立会者氏名及び連絡先	
試 料 送 付 年 月 日	令 和 年 月 日
試 料 送 付 先	

（注1）ロット番号は同一銘柄で複数の分析試料を送付する場合等、必要に応じ記入する。

（注2）数量が確定していない場合は、集荷等が確定後、本様式または一覧表により品質評価主体に報告する。

（注3）包装は、「純バラ」、「袋物」、「フレコン」の別を記入する。

（注4）本様式は、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ変更することができる。

## 本送付表に係る個人情報の取扱いについて

品質評価主体は、本送付表の記載内容に含まれる個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令に基づき適正に管理し、品質評価分析のために利用する。

なお、本送付表を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。



殿

住 所  
申立者氏名

申 立 書

経営所得安定対策における麦の品質評価の方法について（平成19年5月15日付け19総食第133号総合食料局長通知）第5の3の(6)に基づき、品質評価結果について下記の通り申し立てます。

記

申 立 の 内 容	
麦 種	
年 産	
産 地 ( 都 道 府 県 名 )	
銘 柄	
用 途	
数 量 ( t )	
ロ ッ ト 番 号	
試料採取者氏名及び連絡先	
立会者氏名及び連絡先	
試 料 採 取 年 月 日	令 和 年 月 日
申立に係る麦の状況 ( 農 産 物 検 査 の 結 果 等 )	

(注1) 本様式の提出をもって、再評価の結果を当該麦の品質評価結果とすることに同意することとする。

(注2) 本様式は、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ変更することができる。

本送付表に係る個人情報の取扱いについては様式第2号に準ずることとする。

農林水産省政策統括官 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

経営所得安定対策における麦の品質評価の方法について（平成19年5月15日付け19総食第133号総合食料局長通知）第8の1の(1)の規定に基づき、下記の産地品種銘柄について、平成18年8月7日農林水産省告示第1110号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第7条の農林水産大臣が定める規格及び同令第9条第1項第1号の農林水産大臣が定める規格を定める件）で定める麦の品質評価基準に係る用途の設定を申請します。

## 記

- 1 産地品種銘柄名 :
- 2 設定する用途 :
- 3 育種時のデータにおいて最も加工適性の高いものとして記載されている用途
- 4 直近年の播種前契約状況

契約先名 (需要者名)	用途	契約数量(令和 年産) (単位:トン)
合計 (2の設定する用途の占める割合)		( %)

- 5 設定する用途の需要状況（需要者からの要望や需要者と一体となった取組等、当該用途における当該銘柄の需要状況について具体的に記入）



## 備考

- ① 2の設定する用途には、小麦にあつては、「日本麴の製造用」、「パン又は中華麴の製造用」又は「醸造用」のいずれかを、大麦及びはだか麦にあつては、「麦茶の製造用」又は「麦茶の製造用以外のもの」のいずれかをそれぞれ記入すること。  
なお、市町村別に用途を設定したい場合は、用途を複数記入し、それぞれの用途の後に括弧書きで市町村名を記入すること。
- ② 申請された銘柄を育種した試験研究機関が作成した当該銘柄の特性及び試験成績等に関する書類を添付すること。
- ③ 4の直近年の播種前契約状況について、申請する銘柄の播種前契約の当事者以外の者が申請を行う場合は、播種前契約状況に記載した年産の播種前契約書の写し等を添付すること。
- ④ 4の直近年の播種前契約状況について記載された直近年の需要者別・用途別の使用見込数量がわかる資料を添付すること。

農林水産省政策統括官 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

経営所得安定対策における麦の品質評価の方法について（平成19年5月15日付け19総食第133号総合食料局長通知）第8の1の(2)の規定に基づき、平成18年8月7日農林水産省告示第1110号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第7条の農林水産大臣が定める規格及び同令第9条第1項第1号の農林水産大臣が定める規格を定める件）に定める下記の産地品種銘柄の用途の変更を申請します。

記

- 1 産地品種銘柄名 :
- 2 変更前の用途 :
- 3 変更後の用途 :
- 4 育種時のデータにおいて最も加工適性の高いものとして記載されている用途
- 5 変更理由
- 6 直近年の播種前契約状況

契約先名 (需要者名)	用途	契約数量 (トン)		
		年産	年産	年産
合計 (3の変更後の用途の占める割合)		( %)	( %)	( %)

- 7 変更後の用途の需要状況（需要者からの要望や需要者と一体となった取組等、当該用途における当該銘柄の需要状況について具体的に記入）

## 備考

- ① 2の変更前の用途及び3の変更後の用途には、小麦にあつては、「日本麴の製造用」、「パン又は中華麴の製造用」又は「醸造用」のいずれかを、大麦及びはだか麦にあつては、「麦茶の製造用」又は「麦茶の製造用以外のもの」のいずれかをそれぞれ記入すること。  
なお、市町村別に用途を設定している場合は、用途を複数記入し、それぞれの用途の後に括弧書きで市町村名を記入すること。
- ② 申請された銘柄を育種した試験研究機関が作成した当該銘柄の特性及び試験成績等に関する書類を添付すること。
- ③ 6の直近年の播種前契約状況について、申請する銘柄の播種前契約の当事者以外の者が申請を行う場合は、播種前契約状況に記載した年産の播種前契約書の写し等を添付すること。
- ④ 6の直近年の播種前契約状況について記載された直近年の需要者別・用途別の使用見込数量がわかる資料を添付すること。

様式第7号

番  
令和 年 月 日

氏名又は名称  
代表者氏名 殿

農林水産省政策統括官

用途の設定（変更）に係る申請の結果について

経営所得安定対策における麦の品質評価の方法について（平成19年5月15日付け19総食第133号総合食料局長通知）第8の2の(3)に基づき、令和 年 月 日付けに申請された用途については、設定（変更）された（設定（変更）されなかった）ことを通知します。

なお、下記により設定（変更）されなかった旨を申し添えます。

記

[理由]

施行上の注意

用途の申請どおりに設定（変更）された場合には、なお書き以下は省略するものとする。